

令和6年度 三重労働局の主な取組 (行政運営方針)



三重オリジナルキャラクター
こきんちゃん



オリジナルキャラクター
ケカせんぞう



三重オリジナルキャラクター
就職応援戦士わかもちゃん

三重労働局オリジナルキャラクタープロフィール

「ケガせんぞう」

伊賀労働基準監督署のキャラクター



- 毎年、7月1日から実施される全国安全週間の周知などをきっかけに平成9年伊賀（旧上野）に誕生
- ケガをしないように、との願いを込めて命名。現在2代目

「こきんちゃん」

雇用環境・均等室のキャラクター



- 三重の女性活躍、仕事と家庭の両立推進のため、令和6年1月に誕生
- 三重県の鳥「シロチドリ」

「就職応援戦士わかもちゃん」

ハローワークのキャラクター



- 若者の再就職を応援するためわかものハローワークみえでのゆるキャラ戦士となる
- 御在所の日本カモシカセンターに平成元年に生まれる

令和6年度 三重労働局行政運営の基本方針

労働行政を取り巻く情勢

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面する中、成長と分配の好循環による、物価上昇を上回る持続的な賃上げの実現に向けて、三位一体の労働市場改革の推進や人材確保支援に取り組むとともに、多様な働き方を支えるセーフティネットの構築や労働者の主体的なキャリア形成支援、男女ともに育児に関わることのできる環境の整備等に取り組むことが重要です。

三重労働局は、地方自治体、労使団体等と連携を密にし、地域の実情に応じた取組を進め、地域の総合労働行政機関として、労働基準監督署及びハローワークと一体となって施策を推進します。

持続的な賃上げの実現に向けた 多様な働き方を支える環境の整備

(目次)

三重労働局行政運営の基本方針	1
第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、 非正規雇用労働者の処遇改善等	2
第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進	3
第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり	5
主な助成金・給付金制度のご案内	13
管内略図	14
三重労働局の組織と業務内容	15
三重労働局総合労働相談コーナーの所在地	16
労働基準監督署・相談コーナーの所在地	16
ハローワーク・関連施設の所在地	16

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

最低賃金の引上げには、中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援します。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、労働局及び労働基準監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

業務改善
助成金



2 最低賃金制度の適切な運営

三重地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、最低賃金が改定された際には、賃金額の周知と履行確保を図ります。

三重県最低賃金

時間額 **973** 円（発効日 令和5年10月1日）

三重県特定（産業別）最低賃金

電線・ケーブル製造業	時間額	999 円
電気機械器具製造業	時間額	987 円
輸送用機械器具製造業	時間額	1,022 円

（発効日 令和5年12月21日）



チエックまん

最低賃金に
関する特設
サイト



3 監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者等の状況について企業から情報提供を受けることにより、効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

同一労働
同一賃金
ガイドライン



4 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化（多様な正社員を含む）に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新たに設けた「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」等の周知、活用勧奨を実施します。

年収の壁
支援強化
パッケージ



キャリアアップ
助成金（社会
保険適用時
処遇改善コース）



5 ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

スキルアップを目指す非正規雇用労働者等の再就職や転職を支援するため、就職に必要な技能・知識を習得できる求職者支援制度を積極的に周知・広報し、制度の活用を推進します。



6 無期転換ルール等の円滑な運用に向けた周知

労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく労働条件の明示事項に無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等をはじめとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度改正等について、周知啓発を図ります。

第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

1 リ・スキリングによる能力向上支援

労働者個々人の学びを支援するため、一定の教育訓練を修了した場合に、受講費用の一部を支給する教育訓練給付制度の周知等を進め、教育訓練を受講しやすい環境の整備を図ります。

キャリア形成／リ・スキリング推進事業において、キャリアコンサルタントによるジョブ・カードの活用等を通じた相談支援を行います。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、三重県内においてもデジタル分野の訓練コースの拡充を図ります。ハローワークではデジタル分野の職業訓練受講者に対して、個別丁寧な支援によりデジタル分野における再就職に結びつけます。



教育訓練給付制度
(厚生労働省HP)



県内の職業訓練



人材開発支援助成金(人への投資促進コース)の賃金助成が活用できるよう積極的に周知し、労働者の主体的な学び直しを支援します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを、在籍型出向により行う事業主への支援を実施するとともに、当該助成金の活用に向けた周知に加えて、個別事業主に対して公益財団法人産業雇用安定センターと同行訪問を行い、ワンストップによるマッチング支援等を実施します。

令和5年12月より利用可能となった雇用関係助成金ポータル(電子申請)を用いた当該助成金の申請について、事業主に対し積極的に利用勧奨を行います。

また、雇用調整助成金等の不正受給の疑いがある事業所に対して、引き続き調査を実施します。

雇用関係助成金
ポータルの御案内



2 個々の企業の実態に応じた職務給の導入等

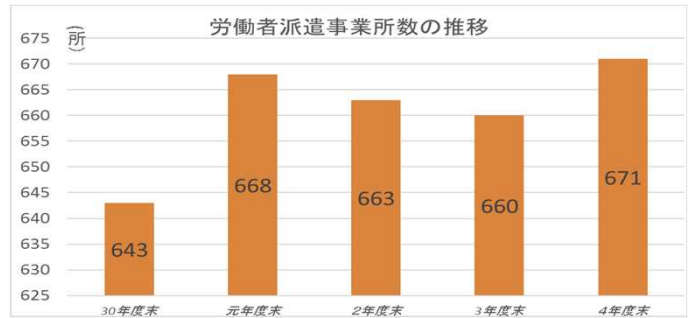
職務給の導入や配偶者手当の見直しについて、民間事業者への働きかけを効果的に行うため、リーフレット等による周知・広報を実施します。

3 成長分野等への労働移動の円滑化

人材の有効活用にあたり個人がそれぞれの意欲と能力に応じて成長分野等への円滑な労働移動を可能とするためのツールとして「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tagが地域の関係者（地方公共団体、就労支援機関、学校等）に積極的に活用され、労働市場のインフラとして効率的に機能するよう、積極的な周知を行う。また、「職場情報の開示に関するガイドライン（仮称）」及びこれを踏まえた「しょくばらば（職場情報総合サイト）」の利活用等について、周知を行う。



職業安定法及び労働者派遣法の違反またはその疑いのある事業主に対しては、労働局内各部、監督署との連携を行い、同一労働同一賃金に加え派遣労働者のキャリアアップ措置、雇用安定措置に関する事項等の指導監督の徹底を図ります。



就職困難者を成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主、又は雇い入れたうえで人材育成計画を策定し、人材育成を行ったうえで5%以上賃金の引き上げを行う事業主に対して、高額助成を行う特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）について、事業主への制度内容の周知を積極的に行うなど、制度の活用をより一層進め、就職困難者を対象とした成長分野への労働移動や賃上げを促進します。

4 中小企業等に対する人材確保の支援

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、三重労働局主催の協議会を活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図るとともに、ハローワーク津の「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。

（求人者の確保へ）

ハローワーク津 人材確保コーナー

～人材の確保に向けた支援を行っています～

- 求人票の作成やPR方法に関する相談支援
- 事業所情報の収集と求職者への情報提供
- 求人者説明会・就職相談会の開催
- 企業見学会や管理講習会の開催

福祉 ・介護職、看護職、保育士

建設 ・建築職、建設・土木職、電気工事士、測量士

運輸 ・トラック、バス、タクシーの運転手

警備 ・警備職、保安職

住所：津市島町327-1
TEL：059-228-9161

（求職者の確保へ）

ハローワーク津 人材確保コーナー

福祉（介護・看護・保育）、建設、運輸、警備の仕事で希望する方の就職支援を実施しております。

福祉 **建設**

運輸 **警備**

住所：津市島町327-1 TEL：059-228-9161

未経験者大歓迎 資格取得を応援
来たれ、建設業！

建設業界入門セミナー

日時	定員	開催場所
10月31日（火） 13:30～14:30	20名	ハローワーク津 2階会議室 津市島町327-1

★建設業界未経験の方に向けたセミナーです★
★建設業界の最新の状況、お仕事内容等についてご説明します★
★講師：一般財団法人建設業振興基金 ご担当者様

- 参加をご希望の方は申込み用紙を記入の上、下記の申込み窓口へ提出ください。
（電話による申込みも可）
- ハローワーク津での説明会参加が必須ではありません。参加費をお支払いいたします。
- 参加希望者のみの参加、希望職種に絞った参加も可能です。
- お申し込みの受付等（新型コロナウイルスの感染状況等）によっては、セミナーの開催を中止する場合がありますのでご留意ください。

※お申し込みと合わせて必ず、お申し込みの受付先へお申し込みください。

公式SNSではイベント情報など就職活動に関連する情報を発信しています！

【お申し込み先・お申し込み先】
ハローワーク津 2階専門相談部門 人材確保コーナー
TEL:059-228-9161 受付時間:10時～17時

介護・看護・福祉職

ピンポン！

会社説明会
開催します！

紹介 就業 デー

日程：令和5年11月10日（金）

【お申し込み先・お申し込み先】
ハローワーク津 2階専門相談部門 人材確保コーナー
TEL:059-228-9161 受付時間:10時～17時

第3 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

1 フリーランスの就業環境の整備

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の施行に向けて、フリーランスやフリーランスに業務を委託する発注者等に対し、周知啓発を行います。法施行後はフリーランスから法違反に関する申出があった場合、申出の内容を聴取し、発注者等に対する報告徴収・是正指導等を行い、同法の履行確保を図ります。

また、フリーランスと発注者等とのトラブルに関する相談については、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介します。



**新しい法律が
できました!**

2023年5月公布・
2024年秋頃までに
施行予定

フリーランス・事業者間取引適正化等法

フリーランス、個人事業主などで
契約・お仕事上のトラブルで
お悩みの方へ

フリーランス・トラブル
110番



2 仕事と育児・介護の両立支援

(1) 育児・介護休業法の周知及び履行確保

常時雇用する労働者1,000人超企業を対象とした育児休業取得状況の公表の義務化や、「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を行います。

あわせて、労働者の権利侵害や不利益取扱いが疑われる事案等を把握した場合は、事業主に対し積極的な報告徴収や是正指導を行います。

(2) 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた取組支援等

男性の育児休業取得率をあげるため、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等のため、両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得に向けた働きかけを積極的に行います。



(取得するくるみんの種類によりマークが変わります)

くるみんプラスマーク

(3) 子育て中の方の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズハローワークにおける就職支援の強化

子育て中の方を対象としたマザーズコーナー（四日市、伊勢、津のハローワーク及びハローワークプラザ名張に設置）において、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、子育て支援センターや市役所などと密接に連携してアウトリーチ型支援を強化します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及びオンライン相談を推進します。



子育て女性の再就職支援

マザーズハローワーク事業



(4) 不妊治療と仕事との両立

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を盛り込むなど、不妊治療と仕事との両立がしやすい休暇制度や柔軟な働き方の導入の検討を促進します。

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図ります。

不妊治療と仕事との両立のために
(厚生労働省
ホームページ)



3 ハラスメント防止対策

(1) 総合的なハラスメント対策の推進

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティハラスメント等、ハラスメントの防止措置を講じていない事業主に対して、法の履行確保を図ります。

適切なハラスメント防止対策が講じられるよう、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用を促進します。

また、就職活動中の学生等に対するハラスメントや、カスタマーハラスメントについて、企業の取組を促します。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

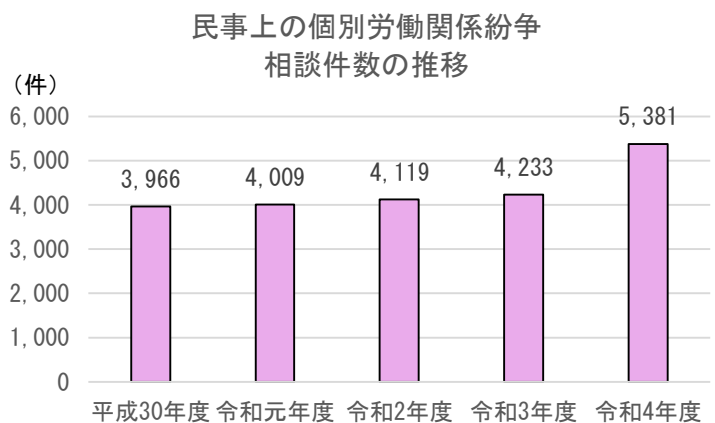


<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

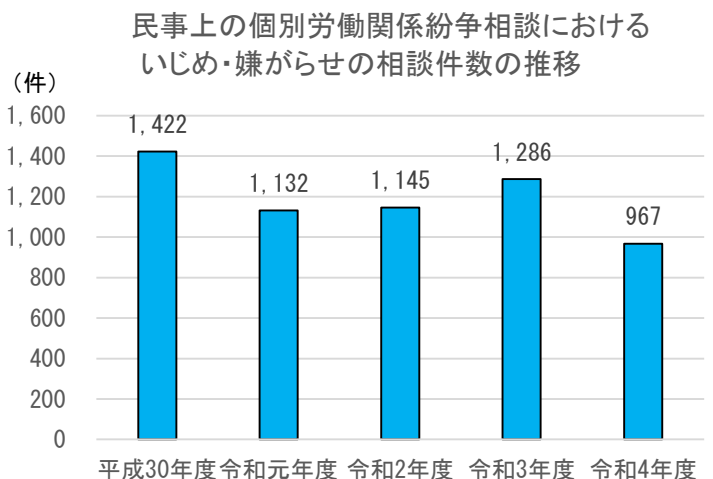
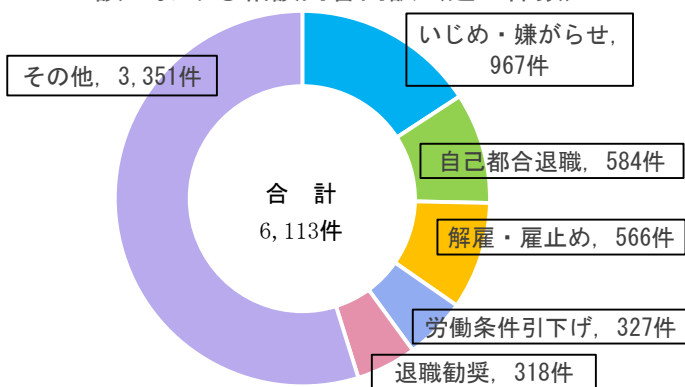
(2) 早期の紛争解決に向けた体制整備

県内7か所の総合労働相談コーナーに寄せられた民事上の個別労働紛争相談件数は、令和4年度に5,381件（前年度比27.1%増加）となり、過去最多を更新しました。いじめ・嫌がらせに関する相談は12年連続で最多となっています。

複雑困難化する労使間の紛争を円滑に解決するため、労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助の効果的な実施や、労働局長による助言・指導、三重紛争調整委員会によるあっせん、調停の積極的な運用を図ります。



令和4年度 民事上の個別労働関係紛争相談における相談内容内訳（延べ件数）



(3) 女性活躍促進のための支援

女性活躍推進法に基づく省令改正により常用労働者301人以上の事業主に新たに義務付けられた「男女の賃金の差異に係る情報公表」が確実に行われるよう、報告徴収等の実施により、着実に履行確保を図ります。あわせて、三重県は格差が大きいことから、男女の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善等を促すとともに「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨を行います。

また、「えるぼし」認定、「プラチナえるぼし」認定の取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。

女性の能力発揮にあたり、生理や更年期について、リーフレットの活用や「働く女性の心とからだの応援サイト」に掲載している企業の取組事例等を活用し、企業の自主的な取り組みを促します。

えるぼし認定



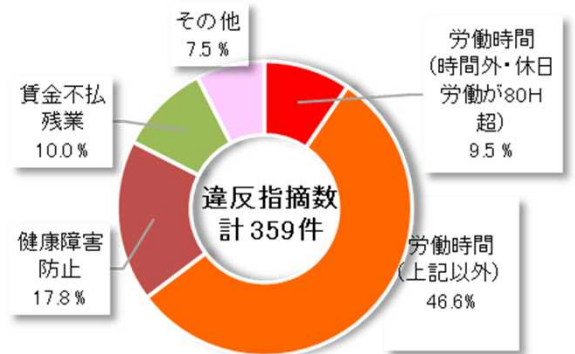
4 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

また、過労死等の防止のための対策については、過労死等防止対策推進法等により、労働行政機関等における対策とともに、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。

法違反の指摘状況 (違反内容)



※データ 長時間労働が疑われる事業場 (476件) に対する監督指導結果 (R5.4~R5.12)

(2) 中小企業・小規模事業者等に対する支援

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

全ての監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業者への個別訪問により、改正労働基準法等の周知、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等きめ細やかな相談・支援等を引き続き実施します。

三重働き方改革推進支援センター ～ 中小企業・小規模事業者等への支援～

三重働き方改革推進支援センターでは、ワンストップ相談窓口において、社会保険労務士等の専門家による相談対応やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する次のような支援を行っています。

- 賃金引上げに活用できる支援制度
- 最低賃金の引上げを図る中小・小規模事業者の生産性向上に向けた支援
- 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援
- 長時間労働の抑制に係る支援

三重
働き方改革
推進支援
センター



(3) 時間外労働の上限規制適用猶予事業・業種への労働時間短縮に向けた支援

- ① 建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、引き続き適用猶予事業・業種の時間外労働の上限特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて、周知します。
- ② トラック運転者については、労働局に編成した「荷主特別チーム」において、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての監督署による要請と、その改善に向けた労働局による働きかけを行うとともに、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知します。
- ③ 医師については、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、三重県医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を行います。

はたらきかたススめ



自動車運転者の長時間労働対策



しわ寄せ防止対策特設サイト



確かめよう労働条件



(4) 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小企業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策に基づき、関係省庁との連携を図りつつ、その防止に努めます。

(5) 労働条件の確保・改善対策

令和6年4月からの労働条件明示のルールの変更等労働基準関係法令の周知、遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

さらに、ポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進するとともに、高校生・大学生等に対する労働法教育に係るセミナー等を行います。

(6) 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

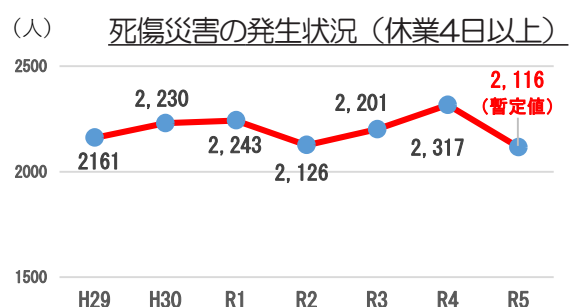
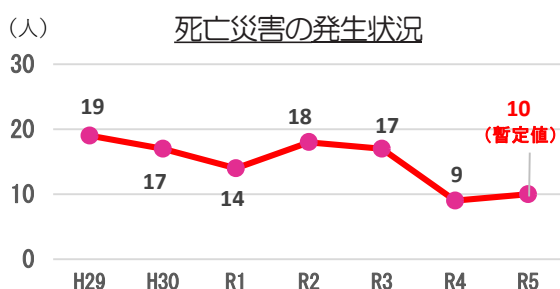
2023年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画」に基づき事業者、労働者、労働局、災害防止団体等の関係者が一体となって「令和6年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」等の労働災害防止対策を総合的かつ計画的に推進します。

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスとなることを含め、積極的に周知啓発を図ります。

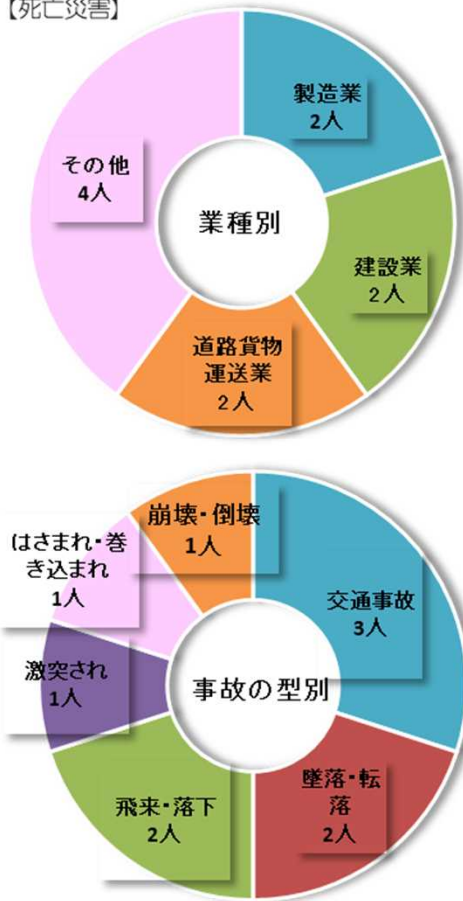
② 業種別労働災害防止対策

業種別（製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設など）の労働災害防止対策として、法令改正や各種ガイドラインの周知を図ります。

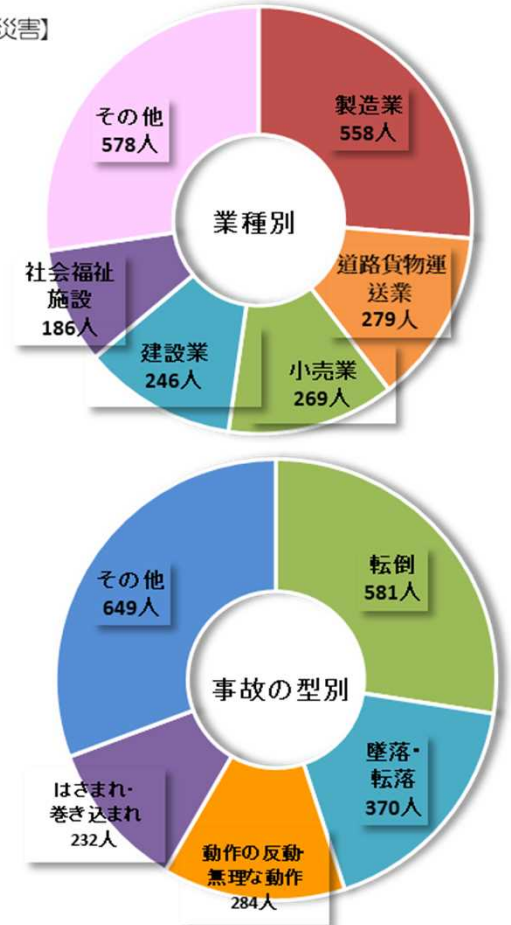


令和5年 死亡・死傷災害の分析 (R5.12末現在)

【死亡災害】



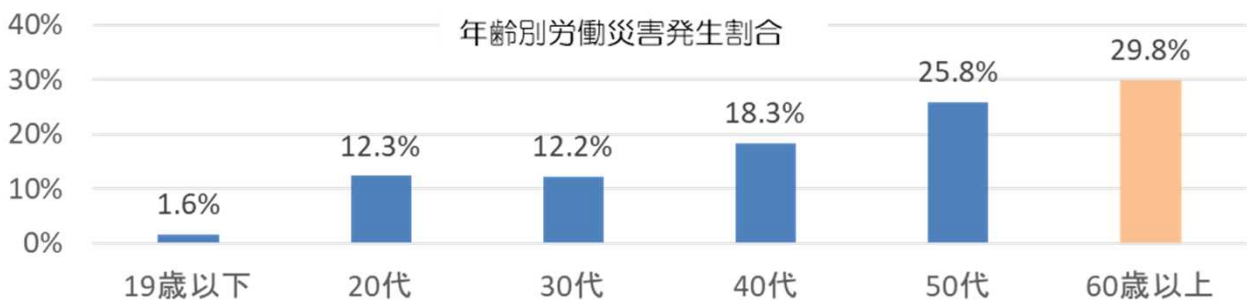
【死傷災害】



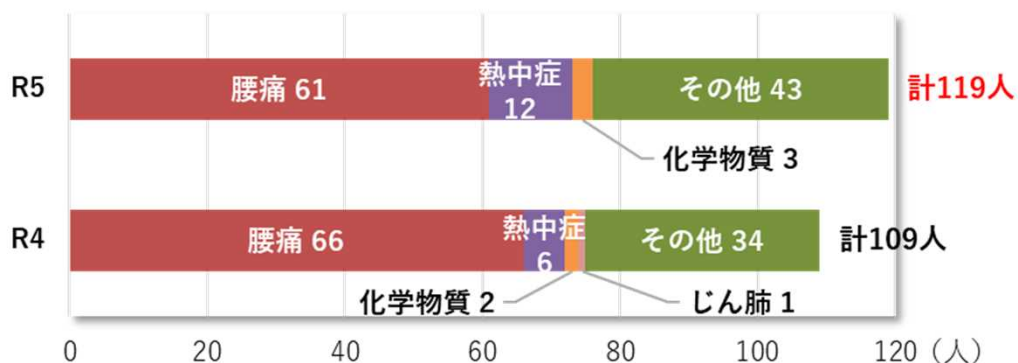
注) 死亡・死傷者数は、新型コロナウイルスり患者を除く。新型コロナり患によるもの(死亡者0人、死傷者311人)

③ 災害別の労働災害防止対策

増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動を起因とする労働災害(行動災害)の対策等、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の周知を図ります。



職業性疾病発生状況(休業4日以上)の死傷者数 ※R5.12末現在

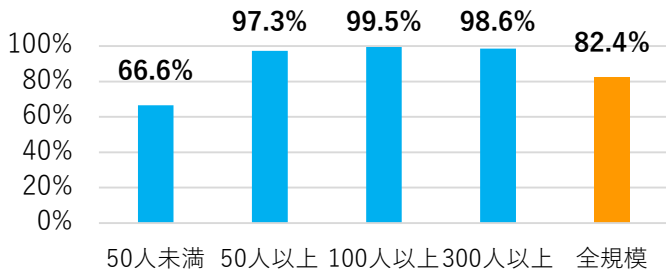


注: 新型コロナウイルスり患者を除く。(新型コロナり患によるもの R4年1,478人・R5年311人)

④ 労働者の健康確保対策

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策等の労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。

メンタルヘルス対策の取組状況



※データ 「令和5年（度）年間安全衛生管理計画実施結果報告書」



⑤ 化学物質等による健康障害防止対策

新たな化学物質規制について、その円滑な実施のため引き続き周知を図るとともに、SDS（安全データシート）に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくばく露低減対策が適切に実施されるよう指導を行います。

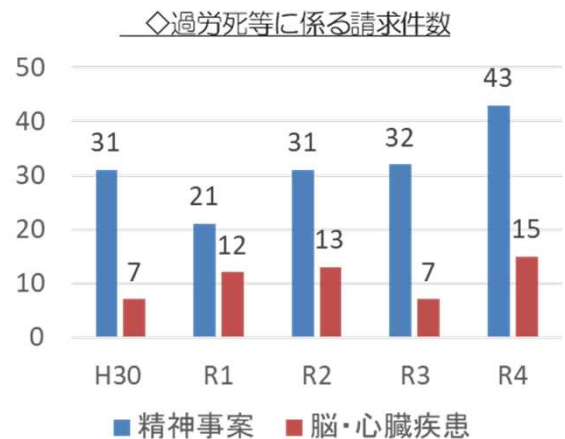
建築物等の解体・改修作業での石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則に基づく措置の周知を図ります。



(7) 労災保険給付の迅速かつ公正な処理

令和4年度の労災保険給付の新規受給者数は、約12,000人となっています。

労災保険給付の迅速かつ公正な処理を行います。特に、過労死等事案（精神障害、脳・心臓疾患）は認定基準に基づく、迅速かつ公正な事務処理を推進します。



5 多様な働き方、働き方・休み方改革

テレワークや多様な正社員制度、選択的週休3日制など、柔軟な働き方の採用が進むよう各種施策を講じるとともに、働き方・休み方改革の推進や年次有給休暇の取得促進等を行います。



6 多様な人材の就労・社会参加の促進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

就業確保措置未実施企業に対し、積極的な取組を依頼し、あらゆる機会を捉えて啓発指導を行います。

県内7ヶ所のハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」において、職業生活の再設計に係る支援、求人開拓および（公財）産業雇用安定センターとの連携により事業主や高年齢求職者に対するマッチング支援を強化します。

地域のシルバー人材センターと連携し、高年齢求職者に多様な就業機会を提供します。

(2) 障害者の就労促進

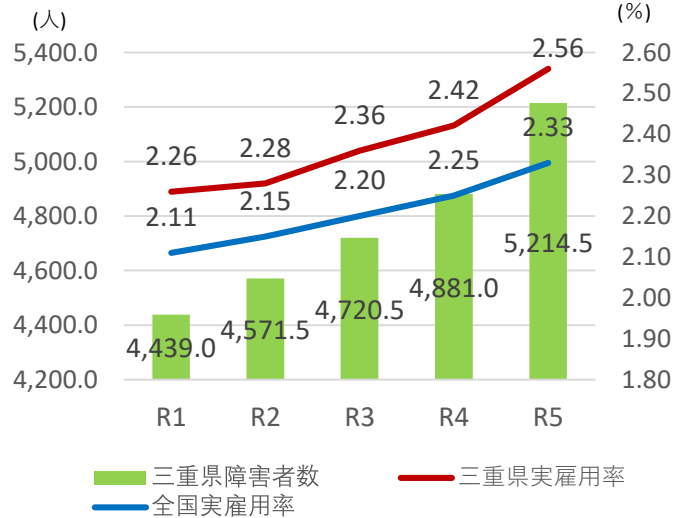
三重県と策定している「障がい者雇用推進のための取組指針2024」に基づき、障害者がいきいきと活躍できるように、関係機関と連携した就職・定着支援を行います。

令和5年4月からの新たな法定雇用率が2.7%とされ、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられる予定です。今後、雇用率未達成企業の大幅な増加が見込まれることから、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる37.5人以上～43.5人未満規模の企業への早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。あわせて、ハローワークと三重障害者職業センター等の地域の関係機関が連携し、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行っている中小企業主への認定制度（もにす認定）を積極的に周知し、取得の促進に努めます。

精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者が「精神・発達障害者しごとサポーター」となっていただくよう養成講座を開催します。

民間企業における障害者数及び実雇用率の推移



あなたの会社も!

もにす認定を受けて、障害者雇用の
ロールモデルになりませんか?

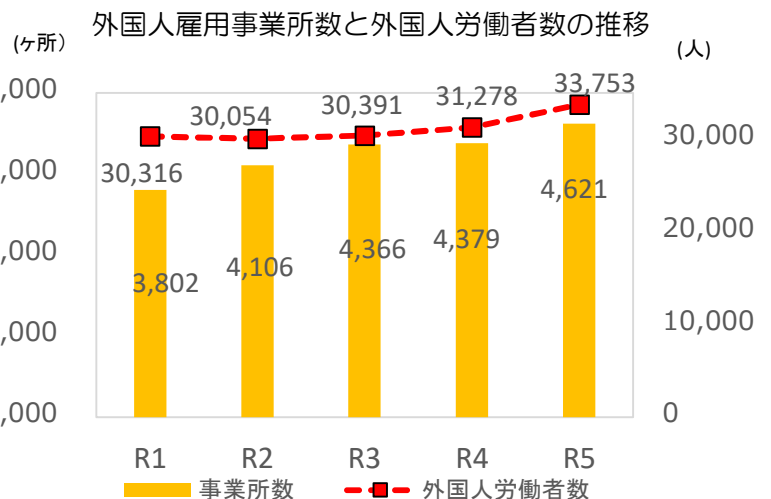


(3) 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

外国人留学生に対しては、みえ新卒応援ハローワークに設置されている外国人留学生コーナーにおいて、専門相談員による職業相談、応募書類添削等を実施します。

事業主に対しては、外国人留学生雇用管理アドバイザーによる在留資格の書き換えや雇用管理の改善等の支援を実施します。

また、外国人雇用管理改善に向け、事業主に対し、外国人雇用管理アドバイザーによる専門的な相談・指導等の充実を図り、外国人雇用状況届出制度の周知・啓発及び、届出の履行を推進し、届出情報の適正な管理を行います。



(4) 雇用保険制度の適正な運営

雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、給付業務について、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、適用業務については、オンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行います。

また、適正な給付や受給者の利便性向上のため、手続時のマイナンバーの届出を一層推進し、マイナンバーと被保険者番号との紐づけや個人情報の管理に当たって厳正な事務処理を徹底します。

雇用関係助成金については、制度目的が果たされるよう周知に努めるとともに、雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の利用勧奨に努め、利用率の向上を図ります。

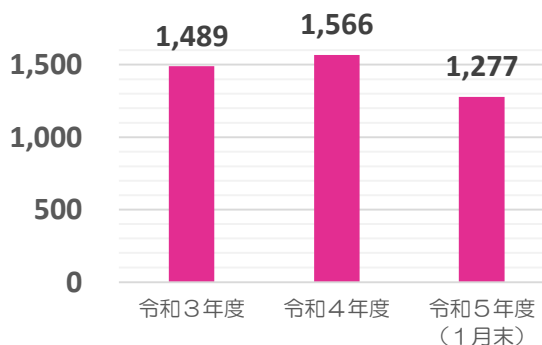
また、近年の不正受給件数の増加等を踏まえ、不正受給等への厳正な対処を徹底します。

7 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

令和6年度においても、引き続き、就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げられるよう、チーム支援、キャリアコンサルティング、定着支援等、就労に必要な支援を行います。

また、四日市市・津市・伊勢市・伊賀市に設置している「地域若者サポートステーション」では、地方公共団体及びハローワークと連携したサポートを実施します。

正社員に結びついた就職氷河期世代の不安定就労者・無業者の件数



就職氷河期世代活躍支援特設サイト (三重)



就職活動に多様な課題を抱える新規学卒者等に対しては、ハローワーク及びみえ新卒応援ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制やきめ細やかな個別相談、就職後の定着支援等を実施します。



みえ新卒応援ハローワーク



行政手続きに係るデジタル化の推進

令和7年1月から、労働者死傷病報告、健康診断結果報告等の電子申請を新たに原則義務化するため、当該改正内容について周知を図るとともに、電子申請利用者の利便性向上のため、引き続きホームページやリーフレットを用いて積極的な電子申請の利用促進を図ります。

主な助成金・給付金制度のご案内

労働局では、さまざまな種類の助成金・給付金を扱っています。

●雇用関係の主な助成金 (問い合わせ先 労働局職業安定部職業対策課)

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業・教育訓練、出向によって、労働者の雇用維持を図る事業主に助成されます。

産業雇用安定助成金

在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、出向から復帰後、出向前資金と比較して5%以上上昇させた事業主等に助成されます。

労働移動支援助成金

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者等に委託等をして行う事業主(再就職を実現した場合に限る)及び離職を余儀なくされた労働者を無期に雇い入れた事業主に対して助成されます。

特定求職者雇用開発助成金

高齢者(60歳以上)や障害者などの就職が特に困難な方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成されます。

トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に対して助成されます。

人材確保等支援助成金(テレワークコースを除く)

制度や設備の導入、整備等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に助成されます。

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正規雇用転換、処遇改善等を行う事業主に助成されます。

人材開発支援助成金

労働者の人材育成のための職業訓練等を実施した事業主に助成されます。

●労働条件等関係の主な助成金 (問い合わせ先 労働局雇用環境・均等室)

働き方改革推進支援助成金

年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮のための取組や勤務間インターバルの導入を行う中小企業事業主や、傘下企業の生産性向上に向けた支援を行う事業主団体に対して、その取組に要した経費の一部が助成されます。

業務改善助成金

事業場内最低賃金の引き上げと、業務改善効果のある設備投資等を行う中小企業事業主に対して、その取組に要した経費の一部が助成されます。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

テレワーク勤務を制度として適切に導入・実施した場合、及びテレワーク勤務の導入後も引き続きテレワークを実施し従業員の離職率の低下について効果をあげた中小企業事業主に助成されます。

●両立支援関係の主な助成金 (問い合わせ先 労働局雇用環境・均等室)

両立支援等助成金(出生時両立支援コース)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に助成されます。

両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)

「介護支援プラン」を作成し、介護休業、または介護のための柔軟な就労形態の制度の利用者が生じた中小企業事業主に助成されます。

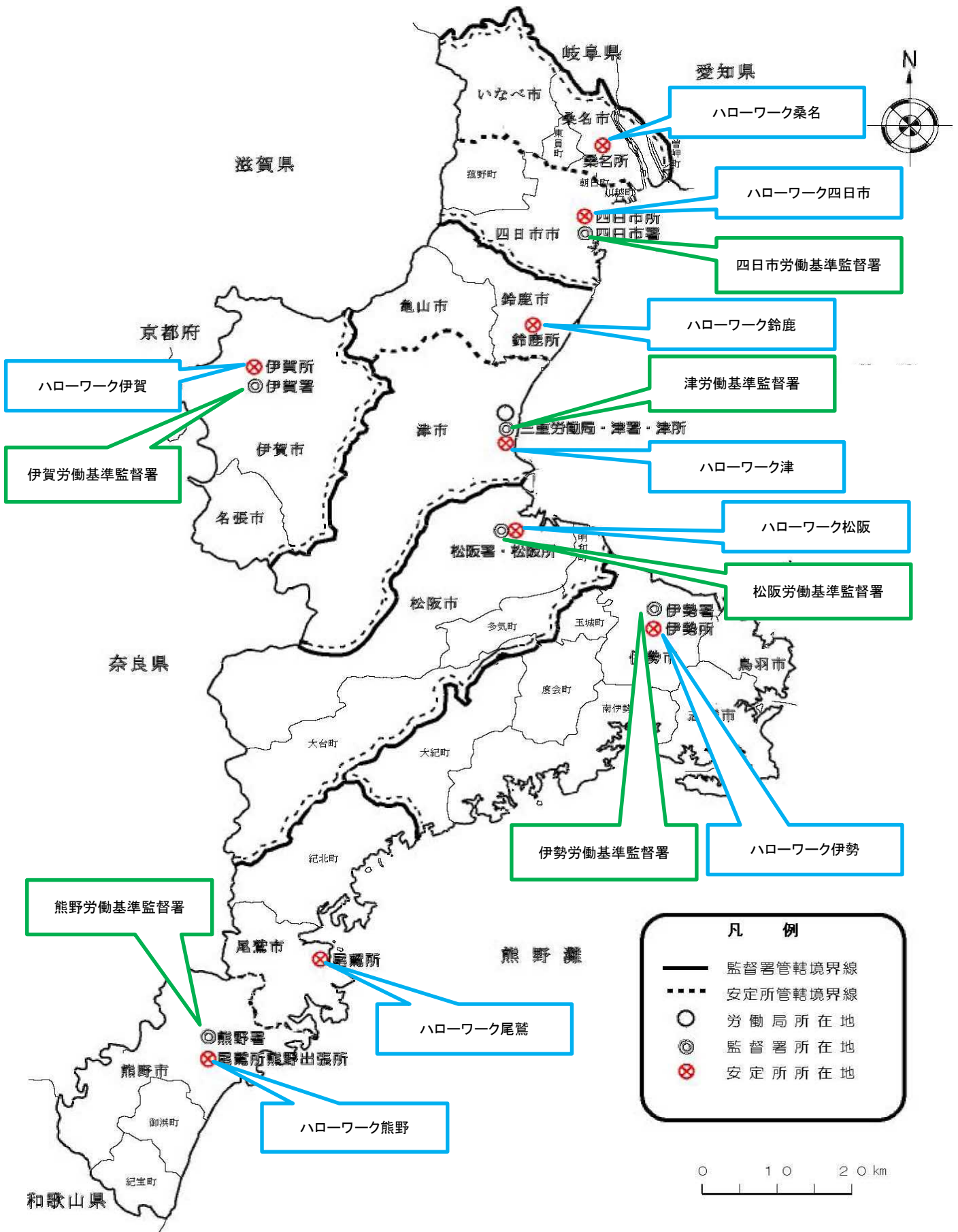
両立支援等助成金(育児休業等支援コース)

「育休復帰支援プラン」を作成し、育児休業の取得者が生じた、または業務代替者を確保し育児休業取得者を現職に復帰させた、または法を上回る子の看護休暇制度などを導入し利用者が生じた中小企業事業主に助成されます。

両立支援等助成金(不妊治療両立支援コース)

不妊治療のために利用可能な休暇制度等の環境整備に取り組み、休暇制度等の利用者が生じた中小企業事業主に助成されます。

管内略図



三重労働局の組織と業務内容



厚生労働省

三重労働局

労働基準監督署

公共職業安定所
(ハローワーク)

三重労働局

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎

総務部

総務課
☎059-226-2105

労働局全体の庶務・会計事務、情報公開の取次ぎや庁舎管理、国有財産の管理等

労働保険徴収室
☎059-226-2100

労働保険成立や保険料の決定・徴収に関する業務

雇用環境・均等室

(企画) ☎059-261-2978
(指導) ☎059-226-2318・
059-226-2110

労働局内の総合的な調整、働き方改革と女性の活躍の推進、男女の均等な機会及び待遇確保、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の雇用管理改善、総合労働相談、各種助成金に関する業務等

労働基準部

監督課
☎059-226-2106

労働条件の確保・改善、事業場への監督指導の業務

賃金室
☎059-226-2108

最低賃金、家内労働に関する業務等

健康安全課
☎059-226-2107

労働災害の防止指導や特定機械の検査、免許証の交付業務等

労災補償課
☎059-226-2109

労災保険の給付、被災労働者の社会復帰促進の業務等

職業安定部

職業安定課
☎059-226-2305

職業紹介・職業指導、雇用保険事業に関する業務

職業対策課
☎059-226-2306

高齢者や障害者等の雇用対策、各種助成金に関する業務等

訓練課
☎059-261-2941

求職者支援制度、職業訓練全般、若年者雇用対策、生活保護受給者等の就労支援業務等

需給調整事業室
☎059-226-2165

労働者派遣や民間職業紹介に関する業務等

三重労働局総合労働相談コーナーの所在地



三重労働局 雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327-2
津第二地方合同庁舎2F

☎ 059-226-2110

労働基準監督署・相談コーナーの所在地



四日市労働基準監督署

〒510-0064
四日市市新正2-5-23

方面(監督) 059-342-0340 労災課 059-351-1661
安全衛生課 059-342-0341
総合労働相談コーナー 059-351-1662

松阪労働基準監督署

〒515-0011 松阪市高町493-6
松阪合同庁舎3F

☎ 0598-51-0015

津労働基準監督署

〒514-0002 津市島崎町327-2
津第二地方合同庁舎1F

方面(監督) 059-227-1282 労災課 059-227-1286
安全衛生課 059-227-1284
総合労働相談コーナー 059-291-6788

伊勢労働基準監督署

〒516-0008
伊勢市船江1-12-16

☎ 0596-28-2164

伊賀労働基準監督署

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3
伊賀上野地方合同庁舎1F・3F

監督・安衛課 0595-21-0802
労災課 0595-21-0803

熊野労働基準監督署

〒519-4324
熊野市井戸町672-3

☎ 0597-85-2277

※ 各労働基準監督署内には総合労働相談コーナーが設置されています。

ハローワーク・関連施設の所在地



ハローワーク桑名

〒511-0078
桑名市桑栄町1-2 サンファーレ北館1F

☎ 0594-22-5141
【コールセンター対応】

ハローワーク四日市

〒510-0093
四日市市本町3-95

☎ 059-353-5566
【コールセンター対応】

ハローワーク鈴鹿

〒513-8609
鈴鹿市神戸9-13-3

☎ 059-382-8609
【コールセンター対応】

ハローワーク津

〒514-8521
津市島崎町327-1

☎ 059-228-9161
【コールセンター対応】

ハローワーク松阪

〒515-8509
松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1F

☎ 0598-51-0860
【コールセンター対応】

ハローワーク伊勢

〒516-0072
伊勢市宮後1-1-35 MiralSE 8階

☎ 0596-27-8609
【コールセンター対応】

ハローワーク伊賀

〒518-0823
伊賀市四十九町3074-2

☎ 0595-21-3221

ハローワーク尾鷲

〒519-3612
尾鷲市林町2-35

☎ 0597-22-0327

ハローワーク熊野

〒519-4324
熊野市井戸町赤坂739-3

☎ 0597-89-5351

名称	所在地	電話番号
みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 津市羽所町700 アスト津3F	059-229-9591
志摩市ふるさとハローワーク	〒517-0501 志摩市阿児町鶴方3098-9	0599-46-0986
ハローワークプラザ名張	〒518-0718 名張市丸之内79 名張市総合福祉センターふれあい1F	0595-63-0900